

一般社団法人日本創傷外科学会バナー規約

平成 25 年 2 月制定

第 1 章（総則）

広告を掲載依頼する企業および団体（以下甲という）と一般社団法人日本創傷外科学会（以下乙という）とは、本規約に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第 2 章（規約の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規約を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規約が有効であることを確認する。

第 3 章（広告配信の拒否）

下記のような、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているサイト。
4. 違法な内容を含むサイト。
5. PC の遠隔操作など犯罪につながる恐れのあるサイト。
6. パスワードなどにより、一般に公開されていないサイト。
7. 公序良俗に反するサイト。
8. 乙に不利益をもたらす恐れのあるサイト。
9. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したサイト。

第 4 章（バナー広告の改変）

甲は、乙の配布した広告表示用の HTML コードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第 5 章（バナー広告の掲載）

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第 6 章（広告配信の停止と広告掲載料支払停止の権利）

甲が本規約及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告配信の停止、並びに広告掲載料の払い戻しを拒否することができる。

第7章（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8章（規約の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規約も、甲と乙の間は一切の關係に適用されるものとする。

第9章（規約の有効期間）

本規約は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10章（登録内容の変更）

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11章（準拠法）

本規約は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

附則（甲に該当する団体）

本学会学術集会、日本形成外科学会、日本形成外科学会の総会学術集会、基礎学術集会、日中形成外科学会、日韓形成外科学会、日本頭蓋顎顔面外科学会、およびこれらの学会に直接関連する国際学会についてはバナー広告を無料で申し込むことができる。その他の創傷外科に関する全国的な学会および研究会で、本学会員が年次学術集会を主催する団体の責任者である場合は、規定の料金（月額 10000 円税別）にてバナー広告を申し込むことができる。企業については原則として年単位料金にて申し込みを受け付ける。

原稿規定

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIF のいずれかを作成。
2. バナーサイズ：幅 150 ピクセル x 高 70 ピクセル
3. ファイルサイズ：10KB（10,240 バイト）未満厳守
4. アンダーテキストは設定できません。

※掲載料：年単位料金 100,000 円／年
月単位料金 10,000 円／月

申込み

申込書に必要事項を記入の上、メールまたはファックスにてお申し込みください。

E-mail：jsswc@shunkosha.com

FAX 送信先 : 03-5291-2176

年 月 日

一般社団法人日本創傷外科学会インターネット 広告申込書

申込みバナー数 _____ 点

以上の通り、ホームページに広告掲載の申込みをいたします。

団体名または企業名 _____

住所 _____

部署名 _____

ご担当者名 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

希望リンク先 _____

掲載期間 _____ 月 _____ 日 _____ より _____ ヶ月

【申込み先】

一般社団法人日本創傷外科学会
〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル
TEL : 03-5291-6231 FAX : 03-5291-2176
E-mail : jsswc@shunkosha.com